1 財務会計事務

(4) 不適切な随意契約

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部	≪商工労働部 中小企業支援室金融課≫	1 契約担当者及びその上司が、予定価格の設定	部内各所属に対し、監査結果とともに再発防止
中小企業支援室金融課	1 自己認識が不得手な方を対象とした金融経済教育冊子等作成委	にあたっては、根拠となる資料を付して決裁を	を周知・徹底した。
	託業務について、下記のとおり、随意契約が締結されていた。	受ける必要があることを認識していなかった。	併せて、会計事務ポータルサイトの紹介や平成
都市整備部	(1) 試行冊子等作成業務 986,286円(「試行版」の冊子と付録(家		25年7月実施の部内会計事務研修のテキストを部
港湾局	計簿))	2 財務規則の解釈を誤り、比較見積が省略され	チームサイトに掲載し、職員全員の意識向上を図
	ア 委託期間 H24.11.22~H25.1.15	ており、また、委託業務の発注に際しては競争	った。
	イ 随意契約の理由:地方自治法施行令第167条の2第1項	入札が原則であるにもかかわらず、安易に随意	引き続き、会計事務研修を実施する。
	第1号(少額)	契約による発注が行われていた。	(年2回程度)
	ウ 比較見積 : 有り		
	(2) 冊子作成業務 731,325円 (「完成版」の冊子)	3 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約	
	ア 委託期間 H25.3.6~H25.3.19	事務のルールについて周知徹底を図るととも	
	イ 随意契約の理由:地方自治法施行令第167条の2第1項 第1号(少額)	に、再発防止のための具体的な措置を講じられ たい。	
	ウ 比較見積 : 無し		
	大阪府財務規則の運用第62条関係第2項	【地方自治法施行令】	
	第12号(版下あり)	第167条の2	
	(3) 付録作成業務 433,020円(「完成版」の付録(家計簿)と	1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約	
	貯金箱)	によることができる場合は、次に掲げる場合とす	
	ア 委託期間 H25.3.6~H25.3.19	る。 (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価	
	イ 随意契約の理由:地方自治法施行令第167条の2第1項	格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額	
	第1号(少額)	スは総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類	
	ウ 比較見積 : 有り	に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普	
		通地方公共団体の規則で定める額を超えないも	
	2 試行冊子等作成業務の予定価格(100万円)の決定に関する決裁	のをするとき。	
	がなく、積算根拠が残っていない。	【大阪府財務規則】	
	2 計分回フ放佐は光致の出用機はCD DOMで始まされてお	第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定	
	3 試行冊子等作成業務の成果物はCD-ROMで納入されており、その著作権は府に帰属するとされているにもかかわらず、そ	める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当	
	の後の「完成版」冊子作成業務は、大阪府財務規則の運用第62条	該各号に定める額とする。	
	関係第2項第12号「契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの」	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円	
	に該当すると判断し、比較見積を省略して、試行冊子を作成した	【大阪府財務規則の運用第62条関係】	
	業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約	1 随意契約によることができる場合は、令第167条	
	で発注されていた。	の2の規定により、次に掲げる場合に限られる。	
		(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価	
	4 「完成版」の付録(家計簿)作成業務は、検討会議で検討した	格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年	
	結果、抜本的な修正箇所が多く出たことに加え、貯金箱を付録と	額又は総額)が規則第61条の2に掲げる額を超	
	して追加することとなったため、「完成版」の冊子とは別発注とし	えないものをするとき。	
	ていたが、試行冊子等作成業務の内容は、冊子と付録(家計簿)	2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、	
	が一体であり、冊子作成業務と付録作成業務を分離して発注する	原則として2人以上の者から見積書を徴さなけれ	
	合理的な理由はなかった。		

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
		ばならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。 (12) 契約の相手方が原版を保有し、増刷するもの【大阪府随意契約ガイドライン】 3 随意契約ができる場合第1号(令第167条の2第1項第1号)・・・なお、予定価格(購入希望限度額)の設定にあっては、過去の実績、業者からの聞き取り、インターネットなどから十分に検討し、調査日、調査対象、調査内容等、設定過程を記録するなど、その根拠を明確にすること。	
	≪都市整備部 港湾局≫ 阪南港木材港地区臨海道路他の不法投棄及び清掃業務(委託金額3,240,300円)は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約として委託されているが、随意契約理由に合理性がない。 業務の内容 ・不法投棄の防止の巡視及び当該地区へ出入りするための門扉の施錠・解錠 ・ゴミの清掃 ・ゴミの運搬 再委託(2,811,000円) 随意契約理由 ・ 門扉の施錠・解錠については、委託先が阪南港木材港地区の事業者から構成された団体であるため。 ・ ゴミの清掃及び運搬については地区内で事業をしていることから清掃及びゴミの運搬に関しても港湾地区事業者の理解を得やすいため。	1 契約の競争性、透明性が確保されておらず、また、その重要な部分について再委託がなされている現状は、特殊な事情を考慮する必要性から認められた随意契約の趣旨に反するものである。 2 契約の競争性及び透明性を図るため、一般競争入札による契約方法を採用することを検討されたい。 【地方自治法施行令】 第167条の2 1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	1 再委託されている清掃業務については、障がい者の社会自立や経済的自立、高齢者雇用の安定促進などに寄与するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者(障がい者就労支援事業所、シルバー人材センターなど)と契約することとし、その発注見通しを公表した。 2 再委託されていない巡視及び門扉の施錠・開錠業務については、その委託金額により、一般競争入札、若しくは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約を行い、契約の競争性及び透明性を図ることとした。